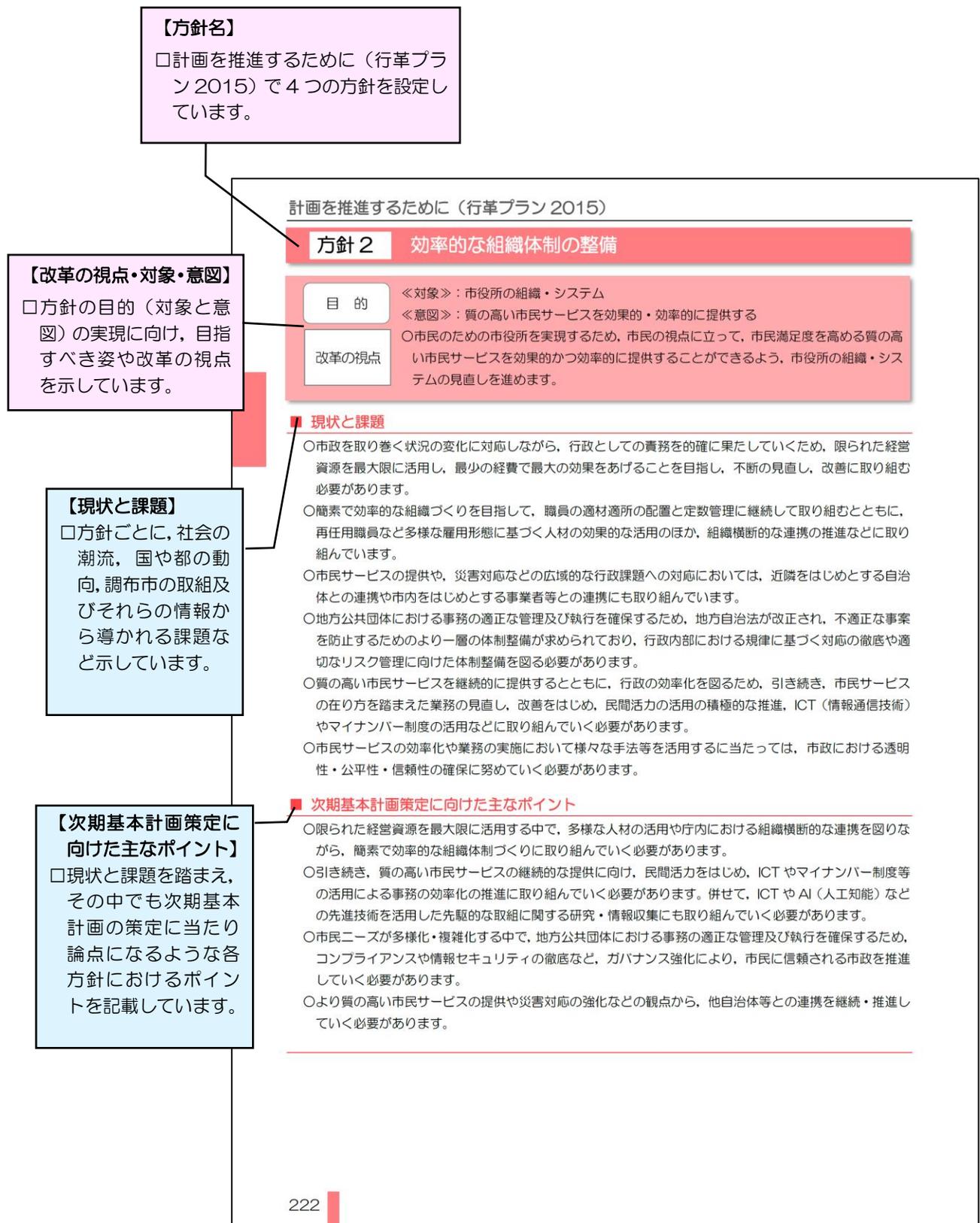


行革プラン編

◆『行革プラン編』の見方

「行革プラン編」では、調布市基本計画に位置付けた4つの方針の現状と課題等について、各方針の単位で整理しています。なお、方針に関連するデータ掲載及びその分析については、各方針に位置付けている基本的取組単位で整理しています。

各項目は調布市基本計画の記載内容に沿って整理しています。その見方は以下のとおりです。



【基本的取組】
 □基本計画に位置付けている基本的取組です。

・各基本的取組に関連するデータを示し、推移や近隣自治体との比較等により現状を分析しています。
 ・方針全体に関するデータについては、【次期基本計画策定に向けた主なポイント】の後に記載しています。

計画を推進するために（行革プラン 2015）

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆職員数（常勤職員）の推移

職員数は、横ばいの状態が続いています

年度	職員数（人）
H24年度	1,262
H25年度	1,259
H26年度	1,248
H27年度	1,257
H28年度	1,258

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」

◆常勤職員 1 人当たりの人口

常勤職員 1 人当たりの人口は、増加傾向にあります

年度	人口（人）
H24年度	176.3
H25年度	177.3
H26年度	179.4
H27年度	178.8
H28年度	180.6

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」
 調布市ホームページ「調布市の世帯と人口」

◆再任用、嘱託員、臨時職員の推移

臨時職員は減少傾向にありますが、再任用、嘱託員は横ばいとなっています

年度	再任用職員	嘱託員	臨時職員
H24年度	118	861.6	558.0
H25年度	95	861.7	576.8
H26年度	108	907.5	468.7
H27年度	107	892.0	424.4
H28年度	91	825.8	443.3

※嘱託員の人数は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者を集計
 ※人数は、1か月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載
 資料：人事課、調布市事務報告書（人事課）

2-2 市民サービスの提供主体の見直し

◆指定管理者制度導入状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在において、24 施設で指定管理者制度を導入しています

施設名	指定管理者	指定期間	所管課
ふれあいの家（18 施設）	各ふれあいの家運営委員会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	協働推進課
市民プラザあくろす	株式会社セイウン	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	男女共同参画推進課
文化会館たづくり	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
グリーンホール	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
総合体育館	公益社団法人調布市体育協会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
ハケ岳少年自然の家	株式会社レストラン・ピガール	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	社会教育課
武者小路実篤記念館	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	郷土博物館

資料：行財政改革課「指定管理者制度導入施設一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」

行革プラン編

方針 2
 効率的な組織体制の整備

方針 1 参加と協働のまちづくりの実践

目的

＜対象＞：市民，地域コミュニティ，NPO 等団体，調布市職員
 ＜意図＞：市民と必要な情報を共有しながら，多様な主体が活発に活動することで，参加と協働のまちづくりを進める

改革の視点

○市民参加と協働の仕組みづくり，市民や市内の各種団体等との信頼関係の構築・連携，参加と協働の推進のための環境整備などを通じ，市民と行政の適切な役割分担や連携の下で，参加と協働によるまちづくりを一層推進します。

■ 現状と課題

- 調布市では，市政経営の基本的な考え方の一つに市民参加と協働を据え，市政・まちづくりを推進しています。市民参加と協働を推進するために，平成 16 年 11 月に市民参加と協働に関する基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め，平成 22 年 3 月には職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」，「協働推進ガイドブック」を作成し，市民参加と協働に関する理解を深めながら，その一層の推進に取り組んできました。
- 平成 25 年度に「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行し，この基本条例を具現化する取組の一つとして，平成 26 年度に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し，平成 28 年度には「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例を適切に運用することにより，市民により開かれた市政を推進し，市政運営における公平性の確保・透明性の向上を図りながら，市民参加と協働のまちづくりをより一層推進しています。
- 今後も，これらの条例を適切に運営するとともに，これまでの市民参加及び協働における課題を整理しながら，市民参加・協働の仕組みづくりに向け，より効果的な市民参加や協働の取組を推進していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- これまでの市民参加や協働の実践を踏まえて整理した課題について，現行の仕組みの確認・検証を進め，引き続き，幅広い意見の把握につながる工夫や運用改善の実践に努め，参加と協働の仕組みづくりにつなげていく必要があります。
- 市民や地域コミュニティ，各種団体等の多様な主体の自主的な活動や，活動の継続・活性化の支援につながる取組を推進していく必要があります。
- 市政情報や調布のまちの魅力について，様々な広報メディアの特徴を生かしながら，より分かりやすく効果的に発信していく必要があります。

◆自治基本条例制定状況（東京都多摩地域）

条例が制定されている 7 自治体のうち，調布市は 6 番目に制定しました

団体名	条例名	施行年月
清瀬市	まちづくり基本条例	平成 15 年 4 月
多摩市	自治基本条例	平成 16 年 8 月
三鷹市	自治基本条例	平成 18 年 4 月
国分寺市	自治基本条例	平成 21 年 4 月
小平市	自治基本条例	平成 21 年 12 月
調布市	自治の理念と市政運営に関する基本条例	平成 25 年 4 月
東村山市	東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例	平成 26 年 4 月

資料：NPO 法人公共政策研究所ホームページ，各市ホームページ

1-1

市民参加プログラムに基づく市民参加の推進

◆市民参加・協働に関する指針等策定状況

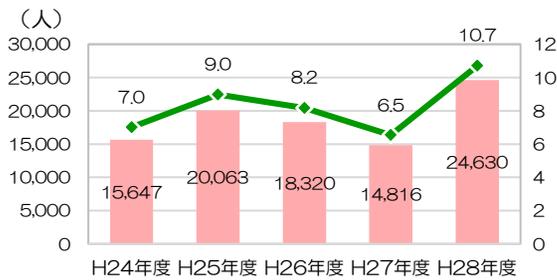
調布市を含め、近隣自治体全てで指針等が策定されています

団体名	指針名	策定・施行年月
調布市	調布市市民参加プログラム	平成 16 年 11 月
	市民参加手続ガイドライン 協働推進ガイドブック	平成 22 年 3 月
	調布市パブリック・コメント手続条例	平成 26 年 12 月
武蔵野市	市民協働ハンドブック	平成 20 年 4 月
	武蔵野市市民活動促進基本計画	平成 24 年 3 月
	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画	平成 29 年 3 月
三鷹市	協働推進ハンドブック	平成 18 年 3 月
	三鷹市パブリックコメント手続条例	平成 18 年 4 月
府中市	府中市市民協働の推進に関する基本方針	平成 26 年 5 月
	府中市市民協働推進行動計画	平成 27 年 4 月
小金井市	小金井市市民参加条例	平成 16 年 4 月
	小金井市協働推進基本指針	平成 20 年 2 月
狛江市	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成 15 年 4 月
	狛江市の市民参加と市民協働に関する推進指針	平成 16 年 1 月
立川市	立川市協働推進基本指針	平成 18 年 8 月

資料：各市ホームページ

◆市民参加手続の参加延べ人数と参加した市民の割合の推移

平成 28 年度は、市民参加手続を実践する取組が増加したことや、参加人数の多いアンケート調査を新たに実施したことなどにより、参加延べ人数が増加しています



資料：市民参加・協働実践状況報告書

※割合は人事課「世帯と人口」を用いて算出
 ※本グラフには、平成 28 年度に市民相談課に寄せられた市民の声のうち、市政関連相談を利用した人数を加えています

◆内容別市民参加手続の参加延べ人数と件数（平成 28 年度）

アンケート調査の参加人数が多く、総数の半数を超えています

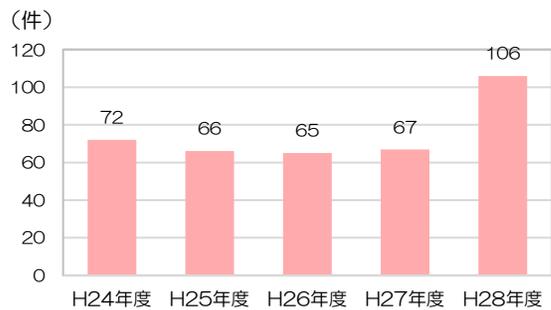
内容	参加延べ人数	件数
委員会・審議会	2,713	54
説明会・意見交換会	4,076	24
アンケート調査	15,873	18
パブリック・コメント	20	4

資料：市民参加・協働実践状況報告書

※本表は、市政関連相談を利用した人数以外の内訳を表しています。

◆協働事業の実施状況

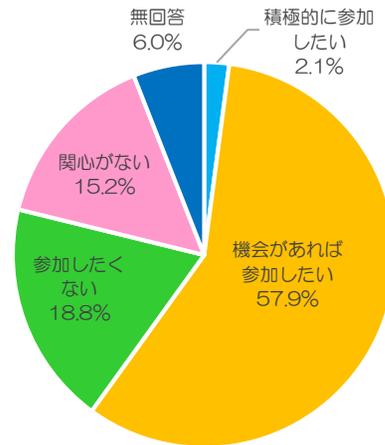
平成 28 年度から、市が「共催」している事業及び市が「実行委員会」の構成員として携わっている事業、各種協定に基づいて実施した事業等についても協働事業として位置付けたことから、実施件数が増加しました



資料：市民参加・協働実践状況報告書

◆市民の参加意向（平成 26 年度）

半数以上の市民が市政への参加意向を示しています

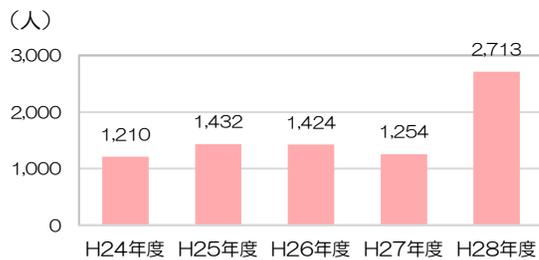


資料：調布市民意識調査（平成 26 年度）

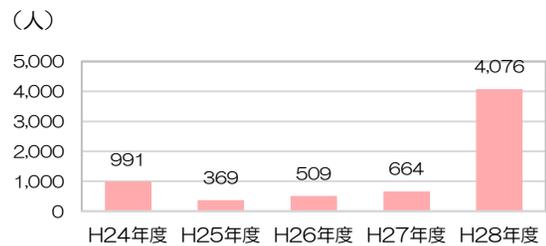
◆内容別市民参加手続への参加延べ人数の推移

平成 28 年度は委員会・審議会，説明会・意見交換会，アンケート調査で平成 27 年度以前より参加者数が多くなっています

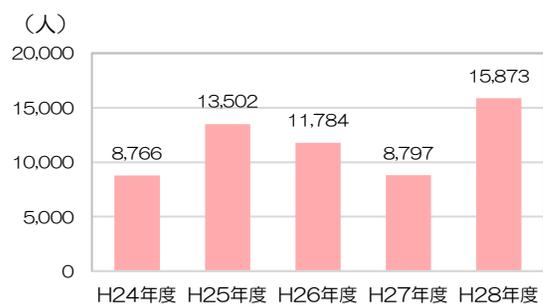
委員会・審議会



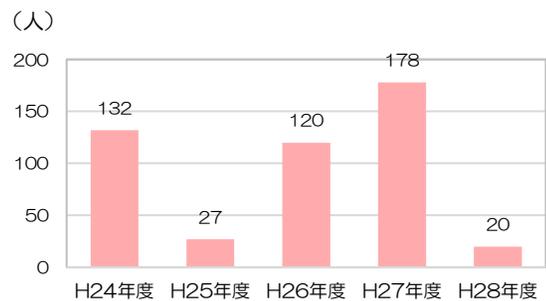
説明会・意見交換会



アンケート調査



パブリック・コメント

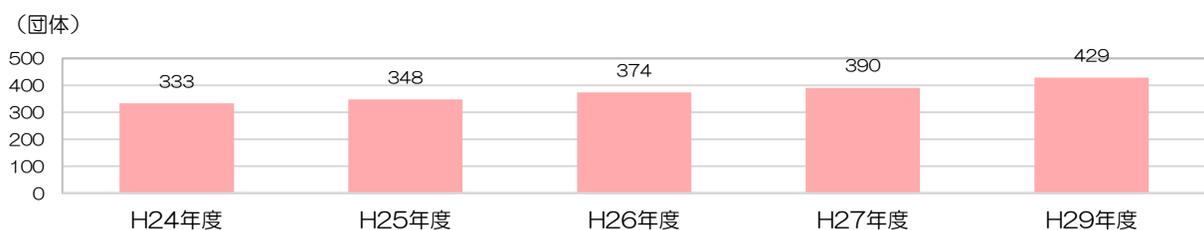


資料：市民参加・協働実践状況報告書

1-2 参加と協働の推進のための環境整備

◆市民活動団体数

市民活動団体数は年々増加しています

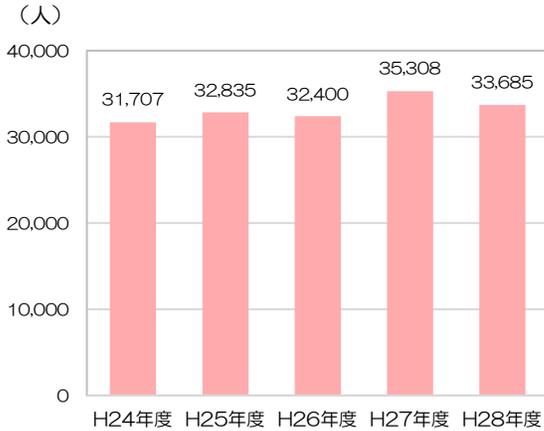


資料：市民団体活動リスト

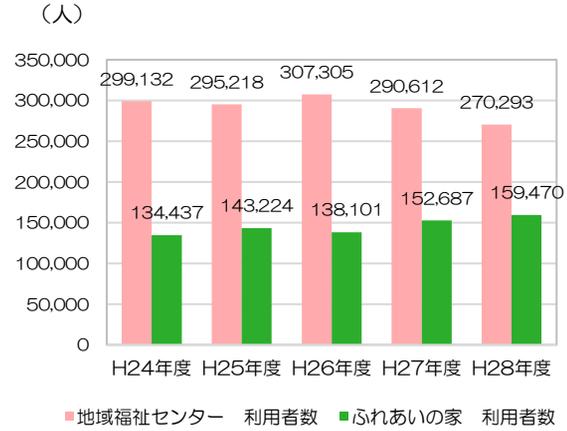
◆市民活動支援センター・地域コミュニティ施設の利用状況

市民活動支援センターの利用者数は平成 24 年度からほぼ横ばいで推移しています
 地域福祉センターの利用者数は減少傾向にありますが、ふれあいの家の利用者数は増加傾向にあります

市民活動支援センター利用者数



地域福祉センター・ふれあいの家の利用者数



資料：調布市事務報告書（協働推進課）

1—3 市政情報の積極的な提供

◆市の広報状況（平成 29 年度）

多様な媒体により市の情報を提供しています

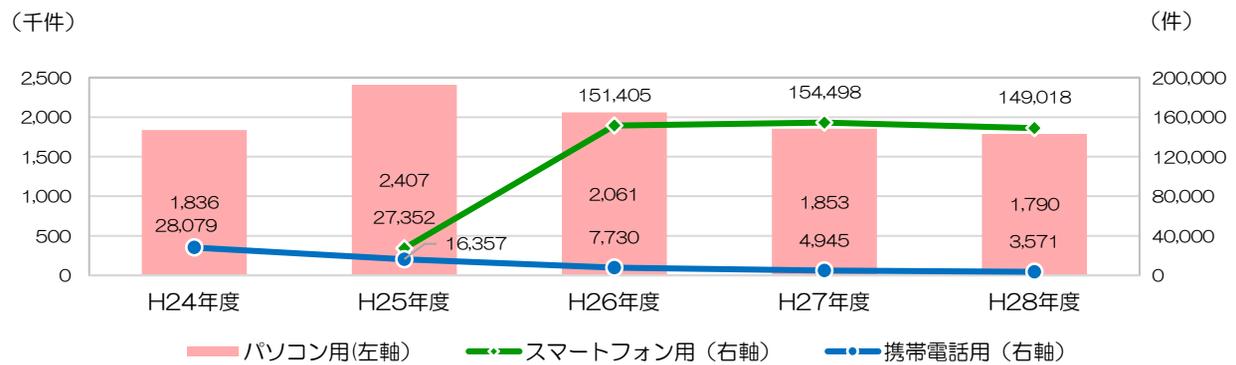
媒体名	編集・発行状況	備考
市報ちょうふ	定例号	タブロイド版 月 2 回発行 新巻号：121,122 部, その他平均：120,800 部
	特集号	計 2 回発行 (1 回平均 120,800 部)
	テキスト版	定例号及び特集号のテキストデータ送信 (25 人)
声の広報	年 24 回 (約 15 本/回)	
調布まっぴ	平成 28 年 4 月発行。2 年間で 2 万部を配布	転入者へ配布
生活ガイド	市と NTT タウンページ株式会社との協働で、平成 30 年 1 月発行	市内全戸配布。転入者には市民課及び神代出張所で配布
テレビ広報ちょうふ	J:COM 毎日 12:00, 16:00, 20:00 各 30 分	放送エリア：調布市、狛江市、世田谷区の一部（京王線、小田急線沿線地域）
調布市ほっとインフォメーション	調布エフエム放送 (83.8MHz) 月～金 9:15～9:30, 13:30～13:45, 16:00～16:15 (再放送), 17:30～17:35, 21:00～21:15 (再放送) 土 17:30～17:35 日 15:30～15:35	
デジタルサイネージ (電子掲示板)	市役所 2 階総合案内所前及び市民課待合スペースに大型モニター 3 台を設置	
公式ホームページ	パソコン用, スマートフォン用, 携帯電話用	外国語自動翻訳システム (パソコン用, スマートフォン用, 携帯電話用)
メールマガジン (週刊マルちめ～る)	市ホームページに登録・更新された市政全般 毎週金曜日 市報ちょうふ掲載情報 市報発行日 (原則)	
ツイッター	アカウント名 chofu_shi ツイート数 1,259 件	フォロワー数 11,335 人 (平成 30 年 3 月現在)
フェイスブック	アカウント名 東京都調布市 投稿数 170 件	フォロワー数 888 人 (平成 30 年 3 月現在) 平成 28 年 6 月から運用開始

動画ライブラリー	ケーブルテレビで放送した映像等を中心に、動画共有サイトを活用して市ホームページ上で配信 動画配信コンテンツ数 累計 725 件	視聴アクセス回数累計 396,779 回（平成 30 年 3 月現在）
画像ライブラリー	市公式ホームページにおいて、市が保有する市内の風景等の写真をダウンロード可能な形式で掲載	平成 30 年 3 月 19 日から公開
PR 動画	2 つのテーマで調布市の魅力を PR する映像を制作し、市内映画館で上映し、動画ライブラリーで配信 ①「ようこそ調布市へ」 ②「大きく変貌するまち調布」	①平成 29 年 10 月 28 日から 12 月 15 日まで上映 ②平成 30 年 2 月 24 日から 6 月 1 日まで（予定）上映
魅力発信動画	4 つのテーマに分けて調布市の魅力を PR するための映像を動画ライブラリーなどで配信 ①「Feel 調布を感じる」 ②「Experience 調布を体験する」 ③「Discover 調布を知る」 ④「Smile 調布のおもてなし」	平成 30 年 3 月 20 日から公開 英語、韓国語、中国語の翻訳あり

資料：広報課

◆市ホームページの利用件数

平成 25 年度からパソコン用の利用件数は減少し、スマートフォン用の利用件数は平成 26 年度に急増し、以降ほぼ横ばいとなっています



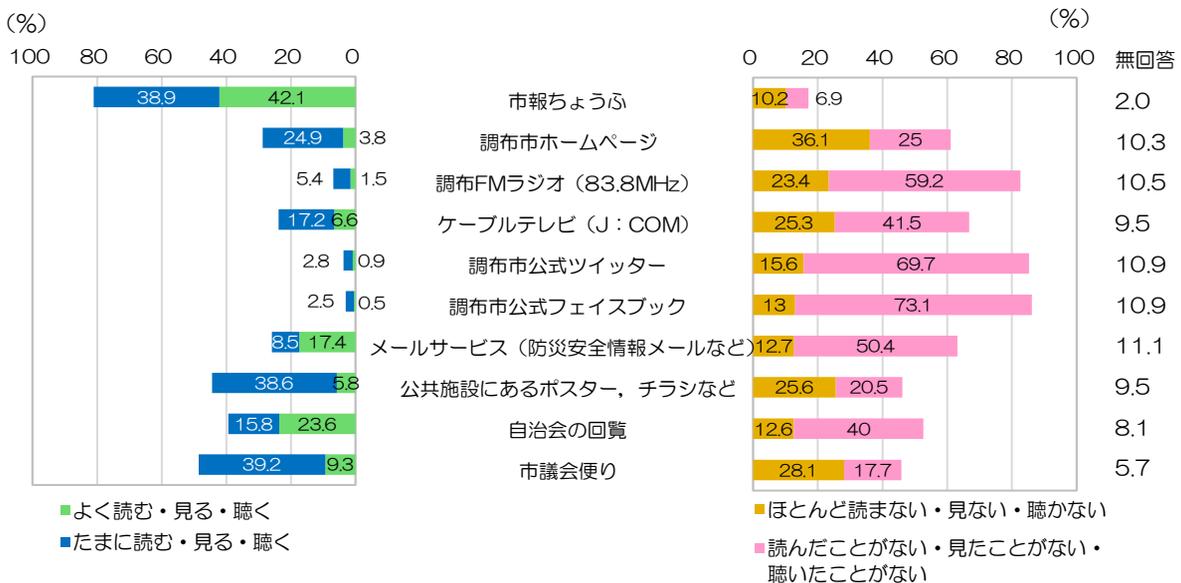
※スマートフォン用は平成 26 年 2 月より

資料：調布市事務報告書（広報課）

◆市政情報の入手方法（平成 29 年度）

市民がよく見る媒体は、市報が最も多く 40%を超えており、その他に自治会の回覧などの紙媒体が多くなっています

n=1,374



資料：調布市民意識調査（平成 29 年度）

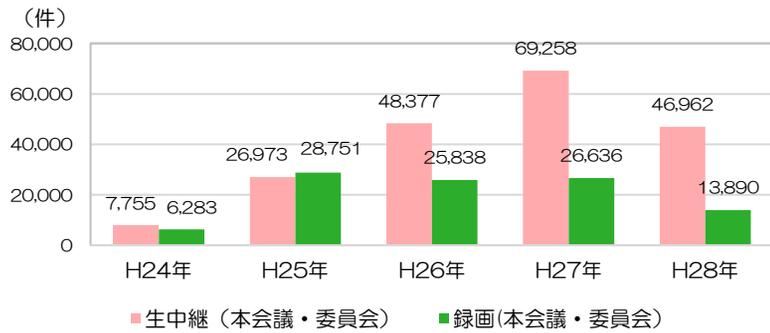
「よく読む・見る・聴く」と「たまに読む・見る・聴く」をあわせた割合（年代別）

	市報ちよっぴ	調布市ホームページ	調布FMラジオ	ケーブルテレビ	調布市公式ツイッター	調布市公式フェイスブック	メールサービス	公共施設にあるポスター、チラシなど	自治会の回覧	市議会便り
全体 (n=1,374)	80.9	28.7	6.9	23.8	3.7	3	25.9	44.4	39.4	48.5
16~19歳 (n=24)	16.7	-	16.7	20.8	8.3	-	12.5	20.8	12.5	8.3
20~29歳 (n=89)	43.8	15.7	6.7	12.4	10.1	4.5	6.7	36	13.5	20.2
30~39歳 (n=183)	74.3	31.7	2.7	15.3	5.5	3.3	36.6	42.1	17.5	33.9
40~49歳 (n=231)	83.5	33.3	4.3	19	3.5	3.9	50.2	48.5	35.5	45.5
50~59歳 (n=235)	84.3	28.1	7.7	29.8	4.7	3.4	32.3	43	39.1	45.5
60~64歳 (n=76)	88.2	43.4	7.9	28.9	2.6	2.6	14.5	42.1	51.3	59.2
65~69歳 (n=143)	86.7	28.7	10.5	32.2	1.4	1.4	19.6	51.7	49.7	60.1
70~74歳 (n=188)	92.6	27.1	9.6	30.3	2.1	2.7	16	50.5	52.1	63.3
75歳以上 (n=163)	94.5	27.6	6.7	23.9	1.2	1.8	10.4	47.9	60.1	68.1

資料：調布市民意識調査（平成 29 年度）

◆市議会のインターネット中継アクセス数

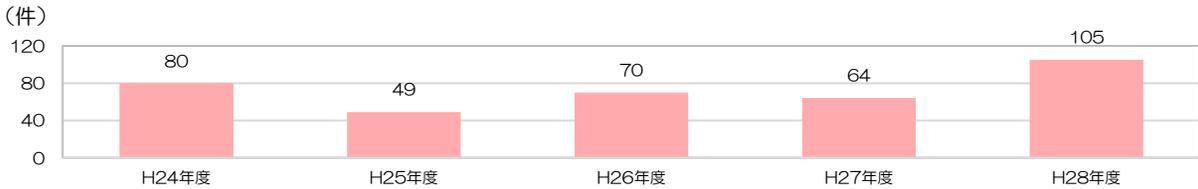
平成 25 年以降録画のアクセス数は減少傾向にあります
生中継は平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年には減少しました



※平成 28 年より生中継（本会議・委員会）に議会運営委員会・特別委員会を含む
資料：調布市事務報告書（議会事務局）

◆情報公開制度利用件数の推移

平成 28 年度には情報公開制度の利用が 100 件を超えています



資料：総務課

◆情報公開手続の内訳（平成 28 年度）

平成 28 年度における情報公開手続件数のうち、半数以上が都市整備部となっています

実施機関	件数
行政経営部	12
総務部	10
市民部	3
生活文化スポーツ部	1
子ども生活部	3
福祉健康部	3
環境部	5
都市整備部	63

実施機関	件数
会計課	0
教育委員会	1
選挙管理委員会	0
農業委員会	0
監査委員事務局	1
固定資産評価審査委員会	0
議会	3
合計	105

資料：総務課